

**職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例案**

上記の議案を提出する。

令和 3 年 8 月 27 日

提出者 国立市長 永見理夫

(説明) 宣誓書への押印等を廃止するため、条例の一部を改正するものである。

**職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例案**

職員のサービスの宣誓に関する条例（昭和 26 年 2 月国立市条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「任命権者または任命権者の定める上級の公務員の面前において」を削り、「に署名」を「を任命権者に提出」に改める。

別記様式中「㊟」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。